

令和8年3月31日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井 一實

名 称	所 在 地	廃止年月日
医療法人 たけだ内科循環器クリニック	広島市佐伯区五日市中央7-8-5	令和8年2月6日
マザー薬局 三川町店	広島市中区三川町2番8号	令和8年1月31日
株式会社ジェイ・ウィル さくら薬局中筋店	広島市安佐南区中筋三丁目27-21	令和8年2月14日
なかむら皮ふ科クリニック	広島市安芸区矢野西四丁目3-15	令和7年2月28日
ハート薬局 海岸店	広島市南区宇品海岸二丁目11番6号 1F	令和8年2月28日
上天満薬局	広島市西区上天満町9番13号	令和8年2月28日
あべ内科小児科	広島市安佐南区伴東七丁目59番1号	令和7年10月1日
富士田循環器科内科	広島市安佐南区中筋3-27-16	令和8年2月28日